

協働強化月間 募集要項

1 協働強化月間について

協働強化月間は、地域課題の解決を目指す協働事業を募集し、市民団体と行政が連携して課題解決に取り組むものです。市民と行政がそれぞれの強みを活かし、対等な立場で協働することで、「協働のまちづくり」を実現することを目指します。

2 応募資格

応募できる団体は、以下の条件を全て満たす団体です。

- ・ 関市内において活動している団体、または1年以内に活動を開始する予定があること。
- ・ 定款、会則、その他の規程を定めていること。
- ・ 市民に開かれた独立した組織であること。
- ・ 宗教活動、政治活動および暴力的な活動をしていないこと。
- ・ 未成年者のみで構成される組織でないこと。
- ・ 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- ・ 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。

3 提案事業の募集区分

提案事業は、以下の2つの区分で募集します。

(1) 市民提案型協働事業

市民活動団体から提案された協働事業を募集します。

- ・ 応募は団体に限ります。
- ・ 課題設定（テーマ）は特に設けません。
- ・ 市民活動団体が感じている地域課題に対し、市との協働により効果的に解決が図られるような事業を募集します。
- ・ 主体的に事業を実施していただくことが前提となります。

(2) 行政提案型協働事業

行政から提案された協働事業を募集します。

- ・ 応募は団体に限ります。
- ・ 市が抱える課題のうち、市民活動団体と協働して進めたいと考える事業の課題設定（テーマ）を、あらかじめ行政からの提案として提示します。
- ・ 市から提示された企画書に基づき、市民団体が考える具体的な事業実施の提案を募集します。
- ・ 主体的に事業を実施していただくことが前提となります。

※行政提案型協働事業は、令和8年10月1日以降に市のHPに掲載予定です。

4 提案事業の要件

以下の条件を全て満たす事業が対象となります。

- ・ 収入が見込まれる事業も含め、総事業規模が 50 万円以下であること。
- ・ 事業の実施予定期間が令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までであること。
- ・ 提案する市民活動団体自らが担うことが可能な事業であること。
- ・ 市民活動団体と行政が協働することによって、相乗効果が生じると認められる事業であること。
- ・ 市民活動団体と行政が課題認識や目的を共有でき、地域課題の解決につながる事業であること。
- ・ 役割分担が明確かつ妥当な事業であること。
- ・ 予想される成果が明確で、将来展望が明らかな事業であること。

【留意事項】

以下の事項に該当する事業は対象となりません。

- ・ 関市から他の補助金や交付金を受けている事業
- ・ 関市の公共施設に係る使用料の減免を受けている事業
- ・ 団体を構成する者のみを対象とする事業（広く公益性が認められる場合を除く。）
- ・ 営利を目的とした事業
- ・ 政治、宗教及び神事に関連する事業
- ・ 関市に実施させることが目的の事業

5 事業経費

- ・ 事業経費は、後述の「別表 事業経費の科目」に基づいて算出してください。
- ・ 費用が必要な場合は、事業の継続性を高めるためにも、団体自ら資金確保に努めてください。
- ・ 費用のかからない事業や少額の事業も提案可能です。

【留意事項】

以下の経費は助成金の対象外となります。

- ・ 団体の維持運営に係る費用
- ・ 団体内部の会員に対する謝礼、旅費及び食料費
- ・ 記念品、グッズ、景品など無償配布物の製作や購入費用
- ・ 備品購入費の総額は、事業費の 3 分の 1 が限度となります。

6 申請について

令和8年9月1日（火）から9月30日（水）17時15分まで申請を受付けます。

※応募を希望する団体は必ず事前相談してください。

＜提出書類＞

協働事業申込書、事業計画書、収支予算書、団体調書、定款・会則その他規定等の写し、会員名簿、その他団体の活動を示す資料等

7 協働交流会

提案事業の共有と意見交換を目的として、以下の交流会を開催します。

日時 令和8年11月20日（金） 9時から

場所 関市役所6階 6-5・6-6 会議室

＜内容＞

- ・提案者（市民活動団体、行政）による事業内容のプレゼンテーション
- ・事業内容についての質疑応答および意見交換
- ・意見交換を通じた協働の可能性の探求

＜注意事項＞

- ・本交流会は、要望の場ではありません。
- ・市民活動団体から市への一方的なものではなく、あくまで市と共に事業を実施していくことを念頭に置いて提案してください。

※参加者には、別途文書を送付いたします。

8 協働交流会後の展開

協働提案事業として実現できるよう、以下の形態を検討します。

①いきいき市民活動助成金（協働提案型）

申請に向けた具体的な相談、アドバイス、書類作成支援などを検討します。

制度の詳細については、以下の URL をご確認ください。

URL : <https://www.city.seki.lg.jp/0000021975.html>



②後援

事業の公益性や市の政策と関連性が認められる場合、市からの後援名義の使用を検討します。

③委託

市の地域課題解決に直接貢献する事業や、専門性が求められる事業については、市が市民活動団体へ事業を委託する可能性を検討します。

④補助金の支出

既存の補助金制度の対象となり得る事業については、該当する補助金の情報提供を行い、申請手続きを支援します。

⑤実行委員会

大規模なイベントや継続的な事業で、市と市民団体が対等な立場で事業を企画・運営することが効果的と判断される場合、~~共催~~や実行委員会の設置を検討します。

9 お問い合わせ先

関市役所 市民協働課	関市市民活動センター
関市若草通 3 丁目 1 番地	関市千年町 2 丁目 1 8 番地 1
TEL 0575-23-6751	TEL 0575-24-7772
Mail shiminkyodo@city.seki.jp	Mail info@seki-siminkatudo.com

●別表 事業経費の科目

科目	経費の説明
1 報償費	1 講演会、研修会等の講師及びイベント出演者の謝礼金、出演料又は贈呈物品費とする。 2 施設及び機材を無償で借り受けた場合の謝礼金又は物品費とする。
2 賃金	事業の実施に必要な賃金（団体の運営に必要な経常的な賃金は除く。）とする。ただし、明確な積算根拠を示すこと。
3 旅費	講師、イベント出演者等の招へいに係る交通費及び宿泊費とする。
4 消耗品費	事業の実施に必要な消耗品費とする。ただし、イベント参加者に支給する無償配布物品費及び経常的な事務用品費を除く。
5 印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷費及び資料印刷費とする。
6 燃料費	事業の実施に必要な燃料代とする。ただし、明確な積算根拠を示すこと。
7 光熱水費	事業の実施に必要な電気、ガス代等とする。ただし、明確な積算根拠を示すこと。
8 手数料	事業の実施に必要な役務の提供を特定の個人等から受けることにより支払う各種手数料、賞状の筆耕、翻訳等に係る経費とする。
9 通信運搬費	事業の実施に必要な郵便代及び通信費とする。ただし、明確な積算根拠を示すこと。
10 保険料	イベントに係る保険料、運送に係る自動車損害保険料等とする。
11 委託料	特殊な技術を必要とすること又は直接実施するよりも効率的なことについて、他に委託する経費とする。
12 使用料及び賃借料	事業の実施に必要な土地、建物、会場、機器、物品等の使用料又は賃借料とする。ただし、明確な積算根拠を示すこと。
13 原材料費	事業に必要な構造物又は製造物の構成部品となる材料費とする。
14 備品購入費	1 事業の実施に必要な耐用年数が1年以上の物品購入費とする。 2 購入予定の物品の仕様を明らかにすること。 3 単価100,000円以上の備品は、助成金の申請時に複数の者の見積書を添付すること。 4 減価償却の耐用年数分を使用し、当該使用期間の事業を継続すること。 5 備品購入費の総額は、助成対象経費の総額の3分の1以内とすること。 ただし、関市ときめき市民活動助成金は、この限りでない。
15 その他	上記の助成対象経費以外の経費で、その他特に必要と認める経費は、助成金の対象とする。